

## 目黒区への質問書 2020.12 自治体キャラバンへの事前回答について

2021.1.15 目黒地区労働組合協議会 担当：書記局橋本

\* 2021.1.20 に予定された自治体キャラバン、目黒区との懇談会の中止をうけ、作成した。

### 1：新型コロナウイルス感染症対応について

回答本文(p.1)では以下のように記述されている。

コロナ ・一層の機動的で柔軟な組織執行体制の確立が課題  
 ・国・都には「業務が円滑に回る仕組みの検討や区に対する人的援助等を行っていただかないと区としても十分な対応がむずかしくなる」

- －1 目黒区保健所の現状について、人員不足・過重労働などが懸念される。人員応援体制や、超過勤務・休日出勤、36協定上での状況などの現状を示されたい。
- －2 指定管理や業務委託により運営する区の老人施設・障がい者施設などにおけるコロナ対応においても過重労働などが懸念される。現状把握の状況を示されたい。
- －3 認可保育園など 区の予算を中心に運営されている施設・事業などについて。目黒労協にも、区内認可保育園で働くパート保育者から雇止めの相談が寄せられた。本来、雇用調整助成金などを活用とした休業手当が支給されるべきだが、結果として「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」での対応となった。雇用維持・労働者の所得補償について、区が関係する事業所での実態把握、指導・助言はどう行われたか。
- －4 介護・障害福祉サービス事業者特別給付金、学校等給食食材納入業者事支援、子育てパートナー事業者特別給付金、私立幼稚園安全安心対策事業補助など様々な支援が取組まれたが、これらが現場の非正規を含む労働者に行き渡っているか、これら支援を受けた事業所で雇止めや休業補償の欠如がなかったか。把握している実態を示されたい。

### 2：正規職員について

- －1 正規職員数について、2011年と比べると234人、11%減少している。今後の計画及び2020年のコロナ過において、保健衛生部門や福祉部門などの困窮を踏まえ、その今後の計画を見直す考えはあるか？
- －2 時間外労働について2020年は「月平均」においては前年より減少しているが、2021年年末時点での傾向はどうか。月80時間以上の時間外労働者数はどうか。

	2011	2015	2018	2019	2020
正規職員数	2154	1995	1927	1931	1920
退職者	113	96	125	129	113
新規採用	90	51	118	126	107
課長以上の女性	12	13	13	15	16
長期病欠者	14	17	19	19	17
内メンタル	13	13	13	12	11
再任用	170	242	255	273	270
高卒初任給	143000	同	147100	同	同
時間外月 100H 上	88	89	97	190	
80H					239
月平均	8.27	9:19	8:03	13:54	10.05

－ 3 36 協定について 2020 よりの回答項目以下のようなのである。

締結職場あり 保健所関係：4、すくのび、児童館、保育園、土木事務所：2  
 清掃事務所：2 健康学園、学校サポセン、歴史資料館、図書館、小中学校  
 延長時間限度 1日：4～7.25H 1か月：全職場45H  
 1年間：150H×1 240H×2 360H×13

- ① この協定を超える「特別条項」適応件数について 件数・対象職場等の明示を。  
 ② 非締結職場について、「－2：時間外労働について」をみれば月80時間以上の  
 実態が多数みられろが、36協定締結、あるいはそれに代わる措置はあるか

3：非正規職員について

- － 1 非正規職員数全体について、2020年会計年度職員制度化時に職員数の大幅な増加がみられるが、どのような職場・雇用が増加したのか。  
 － 2 一般事務 が大幅に増加しているが、どのような仕事について増加したのか  
 － 3 家庭児童相談員 が0となっているのはなぜか。  
 － 4 社保加入者・雇用保険加入者 とも減少しているのはなぜか。  
 － 5 扶養家族を有するものは年々大幅に増加している。これに対する手当や介護など休暇制度の拡充など、対応する考えはあるか。

	2011	2015	2018	2019	2020
非常勤 3-3-3	1090人	1021	859	793	
会計年度職員					1418
一般事務	159	139	156	164	371
	117900 180800	13860～ 182800	140600～ 185600	13000～ 185600	181440
保育士	324	291	302	287	319
同 有資格			21	19	44
	58900～ 178300	59700～ 180200	61400～ 185470	変わらず	61532
家庭児童相談	4	4	4	3	0
	169400	171000	17500	変わらず	
消費生活相談	9	8	9	9	8
	186300	187600	205100	変わらず	205947
最低時給	940	1000	1080	1110	1110
夏一時金支給					1246人
社保加入臨時	13/200	17/217	25/427	27/468	
社保加入非常勤	759/1300	743/1066	944/1444	914/1414	
社保加入					849/1418
同 年収					2586782
同 保育士					2398692
臨・平均年収	1584000	1699200	1999314	1992000	
非・平均年収	2121600	2144400	2149407	2148614	
扶養家族あり	臨時 0 非 63	臨時 6 非 63	臨時 5 非 103	臨時 14 非 98	132

雇用保険加入	臨時 49 非 741		臨 70 非 949	臨 58 非 926	886
--------	----------------	--	---------------	---------------	-----

- 4：会計年度職員制度の2020年よりの導入について 以下のような回答であるが
- 1 年次有給休暇について、労基法どおりでなく「区独自」との回答であるが、労基法規定を上回る点はどのようなものか
  - 2 特別休暇について、有給・無給の判断基準はなにか。  
目黒区では無給の「病気休暇」「妊婦通勤時間」「育児時間」などについて、公務公共一般労組の調査では有給の区も多数みられるが、正規職員は有給であるこれらの休暇を無給とした根拠はなにか。

・昇給制度	無	年休：有	区独自
・特別休暇	有給：公民権、母子健康健診、出産支援、育児参加、慶弔、夏季、子の看護、短期介護 無給：病気、妊娠出産、妊婦病状対応、育児、生理、災害		

→会計年度職員有給区（公共一般調べ 2020.12）

- ・病気休暇 荒川・文京：10日、大田：5日、中央・墨田：3日 など7区
- ・妊婦通勤時間 千代田・文京・大田・杉並・練馬 5区
- ・育児時間 千代田・文京・大田・杉並・豊島 5区

\* 回答本文では 会計年度職員について以下のような記述がみられる。(p.2)

会計年度職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の制度で支給していた報酬・賃金から下回らないように設定</li> <li>・交通費 賃金とは別にして、通勤手当又は費用弁償として支給</li> <li>・勤務条件 労働関係法令・人事委員会勧告・他団体職員（特に国家公務員）との均等等を考慮して決定</li> </ul>
--------	--

- 3 交通費 支給上限および短時間あるいは週勤務日の少ない職員についての扱いはどうか。
- 4 勤務条件 について、「民間準拠」、目黒区の「地域相場」反映の考えがみられないがなぜか。また「他団体との均等」について、特別区・周辺区や東京都との比較でなく「特に国家公務員」とした根拠はなにか。

5：指定管理について

- 1 非正規比率 が制度当初より大幅に減少しているが、その原因はなぜか。
- 2 委託施設 1とあるが、その施設名、及び指定管理施設との比較は。

	2011	2015	2018	2019	2020
施設数	118	118	108	108	105
正規：非正規	393:768	495:825	477:840	494:609	444:600
非正規比率	65.98%	63.61%	63.78%	55.21%	57.69%
委託施設					1
正規：非正規					17:11
非正規比率					39.29%

6：公契約適正化（p12）について 以下のような回答がみられる。

- ・公契約条例制定
- ・法令順守を契約条項に盛り込み、契約の相手方その履行を求めている。
- ・「賃金・労働条件については、区では把握していません。」
- ・「再委託（下請含む）先から賃金台帳の提出を拒まれるケースがあり、受託者からの労働台帳の提出が遅延するケースがある。」

\* また 回答本文(p.3,4)では以下のように記述されている。

- 公契約条例関係**
- ・目黒区公契約条例 平成 29 年 12 月制定、30 年 10 月から施行
  - ・労働環境チェックシートを求める区もあることは承知しており、検討課題と認識している
  - ・平成 30 年度から、「指定管理者制度導入施設を対象に労働環境モニタリングを試行実施し、その中で適正な労働環境と賃金・藤堂条件を確認しています。(p4)

- － 1 **賃金労働条件の把握** について、公契約条例の制定にもかかわらず、「区では把握していません」との従来どうりの回答を繰り返している。条例の趣旨からすれば、直接的な公契約条例対象契約以外においても、条例の趣旨に鑑み、賃金・労働条件の確保に努めるべきであり、その実態把握は追及すべき課題と考えるがどうか。
- － 2 **労働台帳提出** について、区の公契約条例制定の広報、関係業者のみならず関係労働者への広報が欠かせないと考える。「遅延」といった状況にどう対処しているのか。
- － 3 **労働環境モニタリング** を指定管理制度導入施設について行っているとあるが、その詳細な結果を示されたい。
- － 4 **指定管理** については p13～14 の「入札業者変更時の雇用継続依頼」「同・労働条件継続」「賃金調査」「労働条件把握」「労働安全衛生について」「各種保険加入」「法定帳簿整備」の質問に対し『一部行っている』と回答されていますが、指定管理のどの部分の「一部」なのでしょう。上記「－3 労働環境モニタリング」対象職場が「一部」なのか、あるいは別の枠組みか、示されたい。
- － 5 **シルバー人材センター** について 委託業務件数・内容についておこたえください。